

山北町第2次空家等対策計画（案）に対する パブリックコメントの意見と考え方について

1 実施概要

(1) 実施期間

令和7年2月18日（火）から令和7年3月4日（火）まで

(2) 閲覧場所

山北町環境課、清水支所、三保支所

(3) 意見書の提出方法

直接提出、郵送、ファックスまたは電子メール

2 パブリックコメントの結果

➤ 意見数 4件

3 パブリックコメントの意見と考え方について

No.	該当ページ等	ご意見	回答	計画反映の有無
1	16ページ21行	「空き家の利活用」の内容のところで、これらを具体化するために「空き家の玄関又は入口に『連絡先、または問合せ先』の表示板を掲示することをすすめる」というのを追加してはどうか。表示があれば活用希望者や近隣の人が相談したい場合に早く進む可能性がある。	「空き家の玄関又は入口に『連絡先、または問合せ先』の表示板を掲示することをすすめる」ことで、個人情報を外部に示すこと、また空家であることがわかりやすくなることで空き巣被害のターゲットになるおそれがあります。そのため今回いただいた提案については計画への反映はいたしません。	無

2	全体	<p>文章が多く、図なども全体的にわかりづらいです。</p> <p>もっとわかりやすい図を使っていただけると良いと思います。</p>	<p>説明の簡略化と図への差し替えについて検討し、よりわかりやすい表現に努めるようご意見を反映させていただきます。</p>	有
3	3 ページ上段	<p>時間経過で一般住宅から特定空家等になっていますが、管理不足空家等と管理不全空家等の違いがよくわかりません。</p>	<p>わかりやすい表現になるようご意見を反映させていただきます。</p>	有
	19 ページフロー図	<p>原則とそれ以外に分けられています。管理不全空家に認定されて勧告するのは例外的扱いになるということでしょうか。</p> <p>また、相続財産管理人制度活用と書かれていますが、相続財産清算人とは違うのでしょうか。</p>	<p>管理不全空家への勧告は例外的扱いではありません。フロー図をよりわかりやすく修正します。</p> <p>相続財産清算人は財産管理人制度の職務の一つとなります。表記を修正、統一します。</p>	有
4	3 ページ上段	<p>どうなれば管理不全でどうなれば特定空家になるのでしょうか。ほかの部分もそうですが、町民が見てわかりやすいものにしてほしいです。</p>	<p>わかりやすい表現になるようご意見を反映させていただきます。</p>	有